

65歳以上の
高齢者の方へ

高齢者補聴器購入費助成事業について

いの町では、聴力機能の低下により日常生活を営むことに支障がある高齢者に対し、聴力低下による閉じこもりや認知機能の低下を防ぐとともに高齢者の積極的な社会参加及び地域交流を支援するため、補聴器本体の購入費用の一部を助成します。

対象者（以下の①～⑤をいずれも満たす方）

- ①いの町に住所を有し、満65歳以上の高齢者
- ②いの町に納付すべき債務を滞納していない方
- ③聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けていない方
- ④過去に本事業を利用したことがない方
- ⑤両耳聴力が40デシベル以上70デシベル未満の中等度難聴であって、身体障害者福祉法第15条第1項に規定する都道府県知事が指定した医師であって、聴覚障害の診断書及び意見書を記載できる医師により補聴器の必要性を認める証明を受けることができる方（ただし、40デシベル未満でも医師が必要性を認める場合は対象）

助成金額

補聴器1台分の購入費用(上限3万円)

※診察料、検査料等の受診費用、修理、保守、電池交換、文書料、付属品等の費用は対象外です。

申請の流れ

1 申請書の入手

「いの町高齢者補聴器購入費助成金交付申請書」(以下「申請書」という。)をほけん福祉課窓口で入手、またはいの町のホームページよりダウンロードしてください。

2 耳鼻咽喉科を受診

申請書を持参し「耳鼻咽喉科」を受診してください。申請書の「医師による証明欄」に医師の証明をもらってください。※診察料、証明料は自己負担となります。

3 「申請書」と「補聴器の見積書※」をほけん福祉課へ提出

※補聴器販売事業者に、「補聴器本体の購入費用がわかる見積書」を作成してもらってください。

4 ほけん福祉課で審査後、助成金の交付の可否を通知

上記対象者の要件に該当しない場合は、不交付となります。交付決定を受けた場合は速やかに補聴器を購入してください。

5 補聴器を購入後、請求書等をほけん福祉課へ提出

提出書類：①いの町高齢者補聴器購入費助成金請求書（以下「請求書」という。）

②補聴器本体の購入費用がわかる領収書の原本（領収書の宛名は申請者氏名であること）

※領収書はコピーをとらせていただき原本をお返しします。

6 申請者本人名義の指定口座に助成金を振込

ご注意ください

- ・助成金交付決定前に購入した補聴器は助成対象外です。
- ・補聴器購入費用はいったん全額自己負担となります。
- ・請求書は助成金の交付を受けた日の属する年度の末日までに提出してください。

問合せ先 いの町ほけん福祉課 TEL：088-893-3810